

はじめに - 概括 -

日本の現行の刑事司法の目的や構造の根幹である国家刑罰権、当事者主義、検察官制度等に抵触せず、犯罪被害者等（以下「被害者」という。）の要望の核心を満たすと共に、被告人の不利益、弁護人の負担、法廷の混乱等を最小限にとどめる制度、いわば日本型というべき被害者の参加制度の構築という視点から検討した。

その結果、代理人弁護士がついた被害者が、検察官の補佐的な立場の参加人として検察官の横に在廷し、原則として代理人弁護士が訴訟行為をするという制度を構想したものである。検察官の補佐的な役割という制度趣旨から、独立した当事者に認められる権利である訴因提示権、証拠に対する同意・不同意の意見を述べる権利、忌避権、上訴権などについては、認められない制度とした。

制度骨子案**第1 参加申出****1 参加申出方法・時期**

被害者及び被害者代理人（①）は、起訴後第1審審理終了まで（②）、検察官を通じて（③）、書面により（④）、裁判所に対し申し出ることによって（⑤）、当該刑事訴訟手続に参加できる。

<注>

- ① 申出についてはハードルを低くするため、被害者本人によることを認め、その後弁護士が選任されるという制度も視野に入れるべきである。
- ② 起訴後とすることによって制度的な混乱を防ぐ。
被告人の対応は公判が始まらないとわからない以上、結審まで参加可能とせざるを得ない。
- ③ 補佐的な立場での参加という理論上の整合性
検察官に対して、被害者の意向に配慮するという事実上の効果もある。
- ④ 参加の意思を明確にするため、参加申出は書面によるものとする。
起訴通知と同時に参加申出書を被害者に送付することとし、参加申出の意思を明示することのみの簡易な内容とする。
- ⑤ 第1回公判期日前は、令状部に申し出る。

2 参加の許可

裁判所は、被害者からの書面による参加申出について、原則許可するもの

とし、訴訟混乱、遅延等を目的とした明らかに不当な目的を持った参加を許可しないことができる(①)。
この場合、参加が許可されなかった者は、不服申立ができる(②)。

<注>

- ① 参加については、参加可能な被害者か否かというような形式的チェックのみ認め(原則許可)、明らかな不当目的の場合に、参加を認めないという制度とすることが制度の安定をもたらす、訴訟遅延等を防ぐことができる。
- ② 参加が許可である以上、不服申立権が認められるべきである。

第2 第1回公判までの参加人の権利

1 弁護士強制

参加人は、代理人弁護士を選任しなければならない。(弁護士強制)

<注>

- ・ 法廷の混乱、訴訟遅延を防ぐため、参加人は代理人弁護士をつけるものとし、原則として、弁護士が代理人として訴訟行為をする。

2 証拠開示、閲覧・謄写請求権

参加人代理人は、弁護人に開示される証拠の開示を請求し(①)、当該記録の閲覧・謄写をすることができる(②)。
ただし、参加人代理人は、当該謄写記録が参加の目的以外に利用されないようその保管に配慮する(③)。

<注>

- ① 証拠開示請求権：争点関連記録(開示記録)
補佐人的立場と言っても、在廷し、刑事訴訟手続に参加する以上、証拠の開示請求権がなければ、逆に混乱することとなる。
しかしながら、被告人あるいは第三者のプライバシーの保護という観点から、参加人に開示されるのは、弁護人に開示される証拠に限定すべきである。
- ② 記録の閲覧・謄写権
開示請求権を認める以上、閲覧・謄写権を認めるべきである。
- ③ 代理人による保管
代理人弁護士による謄写を認め、保管については代理人弁護士に配慮を求め、プライバシー侵害等の問題を防ぐ。

3 冒頭陳述書等閲覧、検察官への意見陳述

参加人代理人は、第1回公判期日前に、冒頭陳述書、証拠調請求書を閲覧することができ、検察官に意見を述べるができる。
検察官は、参加人代理人の意見に配慮するものとする。

<注>

- ・ 参加人は検察官の補佐的役割であることから、事前に検察官の訴訟遂行について知り、参加人側の意見を述べることを認めることが、法廷での混乱を防ぐこととなる。
- ・ 意見を述べる権利は事実上のものとすることによって、制度の複雑化を防ぐ。

4 弁護人に対する証拠開示、閲覧・謄写請求

参加人代理人は、検察官を通じて、弁護人に対し、証拠の開示を請求し、閲覧、謄写ができる。

<注>

- ・ 参加する以上、弁護人側の証拠の開示を求め、その閲覧・謄写を認めることが審理を円滑に進めることとなる。
- ・ 検察官を通じての請求とすることによって、弁護人側の混乱を防ぎ、その負担を軽減する。

第3 第1回公判後の参加人の権利

1 証拠調請求権

参加人代理人は、検察官の同意を得て、証拠調を請求することができる。

<注>

- ・ 被害者の参加によって、より一層の真相究明を図り被害者自身の名誉回復も図るという参加の目的を考慮すると、証拠調請求を認めるべきである。
- ・ 検察官の同意を要件とすることによって、検察官の訴因立証の妨げとなることを防止し、手続の混乱を防ぐことができる。

2 証人尋問権

参加人本人及び参加人代理人は、証人尋問をすることができる。

<注>

- ・ 証拠調請求権を認めるならば、当然、認められる。
- ・ どうしてもこの点を聞きたい、という被害者の要望は強い。
- ・ 被害者本人による尋問を認めても、代理人弁護士がついていることから、混乱を防ぐことができる。また、裁判所の訴訟指揮によっても、混乱は収拾可能である。

3 被告人質問権

参加人本人及び参加人代理人は、被告人質問をすることができる。

<注>

- ・ 理論的には証人尋問権と同様。

- ・ 被害者の要望が強く、被害者本人の質問を認める必要性が高い。
- ・ 代理人弁護士がついていること、裁判所の訴訟指揮によって、法廷の混乱は防ぐことができる。

4 最終意見陳述

参加人本人及び参加人代理人は、最終意見陳述をすることができる（事実関係にわたることも可）(①)。
 ただし、最終意見陳述を行う場合には、現行の意見陳述はできない(②)。

<注>

- ① 証人尋問等を認めるならば、最後に主張のまとめをすることを認めるのが理論的である。
 現行の意見陳述を認めないことによって、現行の意見陳述と比べても、殊更、感情的インパクトを与えることは少ない。
- ② 現行の意見陳述をさらに認めると、何度も意見を述べることになるので、これは認めない。

第4 上訴

参加人は上訴について検察官に意見を述べることができ、検察官はこれに配慮する。

<注>

- ・ 意見を述べることを認めても、制度的な問題はない。
- ・ 検察官に意見を述べ、検察官がこれに配慮することは現在でも現実的に行われている。

第5 その他

- 1 被害者が参加できる刑事訴訟について、特に罪名等による制限を設けない。
- 2 被害者が多数存在する場合には、裁判所は、在廷できる参加人の数、代理人の数を制限することができる。
- 3 参加人に複数の代理人がつく場合は、そのうち主任代理人を定め、裁判所に届け出るものとする。
 裁判所は法廷に出席する参加人代理人の数を制限することができる。
- 4 参加人は、公判中、裁判所に対し、書面によって届け出ることによって、いつでも離脱することができる。

以上